

# サービスニュース



## 船上焼却禁止物質の追加のご案内

2010年7月1日付けの MARPOL 条約附属書Ⅵの改正により、船上焼却禁止物質に追加がありました。下記(6)、(7)が新たに追加されましたので、弊社焼却炉をご使用される場合はご注意ください。よろしくお願いいたします。

### ■船上焼却禁止物質（附属書Ⅵ第16規則関連）

船上における焼却が禁止される物質は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる貨物の残留物及びこれらのいずれかにより汚染された容器材料
  - (a) 油
  - (b) 有害液体物質
  - (c) 海洋汚染物質
- (2) ポリ塩化ビフェニル (PCBs)
- (3) 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物
- (4) ハロゲン化合物を含む石油精製品
- (5) ポリ塩化ビニル (PVCs) (IMO 型式認証を取得した焼却設備により焼却する場合を除く)\*
- (6) その船舶から生じたものでない汚水汚泥及びスラッジ油
- (7) 排ガス浄化装置の残留物

\*弊社船上焼却炉 BGW-N 型は IMO 対応焼却炉ですので、ポリ塩化ビニル(PVCs)の焼却が可能です。IMO 非対応の旧型焼却炉(BGW 型、BHY 型、BGE 型、B 型)はポリ塩化ビニル(PVCs)の焼却が禁止されています。

※内容の詳細につきましては NK「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」をご確認ください。  
他船級につきましては該当資料をご確認ください。

弊社サービスネットワークは下記 URL もしくは QR コードよりご覧いただけます。

<https://www.miuraz.co.jp/product/marine/maintenance/service.html>



ご不明な点がございましたら最寄りの弊社営業所へお問い合わせください。  
今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。